

- (10) 監査設備を要すること
  - (11) 浴場の設備を完人にする事
  - (12) 食堂及更衣場を作る事
- 亦七條 臨時休業の場合は日給金發と支給  
ありこと

右七ヶ條を要求す

大正四年十一月十日

日中労務組合評議會

因東金廣勞務組合 向島支部

隅田川精鉄所従業員

一同

精武會社隅田川精鉄所中

十日要書提出

右之要求書を携之代表 高橋 甲子 氏等  
 五名 外四名は十日二十時 専務に面会  
 したる 提出後 即時回答を求めしに對  
 し 専務は 即時 回答を拒絶し 之が長が名  
 古屋に出張中に付 歸京次第 回答致すべし  
 とい付り 是れ迄は 従前通り 御さかれ 度し 之を  
 溢し 會見を終る 事 是業 誠能也

十日 地方評議會の應援を得 評議會と行  
 じ 役付職工等 累言を吐き 組合加入を強要す

十一日 息業

十二日 雇業

前記各名の代表は 会社を訪問して 回答を